平成２２年（フ）第１０８号
千葉市中央区千葉寺町876番地　千葉寺県営住宅１棟211号
債務者　若泉　清恵
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１号
千葉県市川市宮久保１丁目35番13号
債務者　中村　　優
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２号
千葉県市川市宮久保１丁目35番13号
債務者　中村　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０号
千葉県市川市末広２丁目４番１―204号市川妙典南パーク・ホームズ
債務者　出川　正美（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番４棟206号
債務者　遠藤　貴子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
千葉県船橋市本中山１丁目14番18―213号
債務者　勝谷　由紀
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０号
千葉県船橋市習志野台４丁目29番16号　メゾン習志野101号
債務者　櫻井　美保
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８８号
千葉県船橋市薬円台４丁目10番５棟404号
債務者　川村ひろ子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７号
金沢市久安５丁目72番地
債務者　酒井　香織
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
金沢市寺町３丁目13番30号、従前の住所金沢市上荒屋４丁目79番地１
債務者　坂本　幸枝（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
金沢市元菊町14―15、住民票上の住所金沢市稚日野町北16番地
債務者　寺岡　　正
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３４号
石川県石川郡野々市町押越２丁目121番地サウンドハイツ102号、従前の住所金沢市増泉３丁目14番16号
債務者　島　　正
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
金沢市安江町17番28号　北川ハイツ402号、従前の住所大阪市福島区海老江７丁目19番９号
債務者　徳永　美雪（旧姓藪）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
金沢市糸田新町19番12号
債務者　松岡紘一郎
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
金沢市糸田新町19番12号
債務者　松岡綾乃こと　小山　綾乃
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
山梨県大月市猿橋町猿橋289番地　市営アツクメ団地２―203号
債務者　杉本しのぶ
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８号
山梨県上野原市四方津719番地２
債務者　水越美津雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係